

令和8年度 建設工事入札参加資格審査申請要領

この申請要領は、建設工事に係る**令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間**の競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請期間及び方法等について定めるものとします。

申請をしようとする者は、次の事項に留意の上、申請してください。

1 申請の区分

(1) 新規申請

令和7・8年度建設工事入札参加資格者名簿に登載されていない者

(2) 業種の追加申請

令和7・8年度建設工事入札参加資格者名簿に登載されている者で、登録業種の追加を希望する者

2 電子申請

中間年は、紙の申請のみです。かがわ電子入札システムの入力は本市が行います。

3 書類提出

(1) 受付期間 **令和8年1月14日（水）から令和8年1月30日（金）まで** ただし、土、日曜日及び祝日を除く。

(2) 提出方法

ア 市内業者 持参または郵送受付とします。持参の際には事前に連絡ください。

イ 市外業者 郵送受付とします。

郵送の際の事故防止のため、封筒の表に「入札参加資格審査申請書在中（工事）」と明記し、簡易書留等(**レターパックライト**など配達の確認ができる同等方法によるものは可とします。)により送付してください。受付期間中に到着したものに限り受け付けます。**(令和8年1月30日（金）必着)**

なお、受付済票の返送のため、必ず宛先を明記し、110円切手を貼付した**返信用封筒**を同封すること。封筒がないものについては、返送いたしません。

(宛先) 〒765-8503

香川県善通寺市文京町二丁目1番1号

善通寺市総務部総務課 契約担当

(3) 受付場所 善通寺市役所本庁舎3階 総務課

(4) 提出書類

別表のとおり

(5) 提出要領

- ア 提出部数 1部
- イ 提出書類の様式は、善通寺市ホームページからダウンロードしてください。
- ウ 別表に掲げる書類番号順に並べ、その1番上は事業者名を記入した「受付書兼入札参加資格審査申請における提出書類一覧表」にして、クリアファイル（A4 透明）に入れて提出してください。**ホッチキス留めはしないでください。**
- エ 書類は、必ずA4判で提出してください。（書類がA4判より小さいときはA4判の台紙に貼付し、A4判より大きいときは書類の折り込み又は縮小コピーにより対応してください。）
- オ 提出書類等が不足していると資格審査ができませんので、必要書類を十分に確認の上、申請してください。
- カ 受付期間内に提出書類が揃ったものを受理します。書類不備の場合は、書類の補正を求めた上で仮受付とします。この場合において、**令和8年2月16日（月）**までに当該補正に係る書類の提出がないときは、受付期間中に申請書類の提出がなかったものとみなし、仮受付は無効となります。
- キ 受付後、審査を完了した時点で受付表を返信します。2月中旬までかかる場合もありますのであらかじめご了承ください。

4 その他

(1) 社会保険等への加入状況

健康保険、厚生年金、雇用保険に未加入の事業者は、申請を行うことができません。経営事項審査結果通知書の「その他の審査項目（社会性等）」の欄により確認しますが、審査基準日以降に加入となった場合は、別途加入していることが確認できる書類の写しを提出してください。

(2) 格付

入札参加資格有効の期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までです。 格付については、**令和8年4月1日**以降にかがわ電子入札システム又は善通寺市ホームページにより確認してください。

問合せ 〒765-8503

香川県善通寺市文京町二丁目1番1号

善通寺市総務部総務課 契約担当

電話 0877-63-6302

別表

令和7・8年度 建設工事入札参加資格者名簿に登載されていない者に係る提出書類

※スキャンして保存するため、ホッチキス止めせず提出してください。

市内業者：善通寺市内の営業所（本店・本社・支店・営業所）

県内業者：上記以外の県内の営業所

県外業者：上記以外の営業所

(○：全業者必要 △：該当する業者のみ提出 ×：不要)

書類番号	市内業者	県内業者	県外業者	提出書類	注意事項
	○	○	○	受付書兼入札参加資格審査申請における提出書類一覧表	以下の提出書類の一番上 申告事項がある場合は事前にご記入ください。
①	○	○	○	(1) 申請する業種の全てについて、建設業法上の主たる営業所（本社・本店）が建設工事の請負にかかる見積り・入札・契約締結を行う場合 建設工事入札参加資格審査申請書 申請業種等調書	同一業種について、建設業法上の主たる営業所（本社・本店を含む。）と営業所間の重複申請は認められません。 ×の例：本社 土木一式、高松支店 土木一式
				(2) 申請する業種の全部または一部について、建設工事の請負にかかる見積り・入札・契約締結権限を主たる営業所から営業所に委任する場合 建設工事入札参加資格審査申請書 申請営業所調書 申請業種等調書	申請営業所は、建設業法上の主たる営業所（本社・本店）を含め、2か所までとします。 ○の例：高松支店、善通寺営業所 ×の例：本社、高松支店、善通寺営業所
②	○	○	○	建設業許可証明書（写し可） または 国土交通省が運用する「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」の必要頁を印刷したもの（印字された日付が令和7年10月1日以降であること）	建設業許可証明書（写し可） 申請日前3か月以内に発行されたものに限ります。 許可の有効期間を経過し、申請日において許可更新中である者は、受付印のある建設業許可申請書の写しを提出してください。
③	△	△	△	建設業許可申請書別紙（営業所一覧） (写し可) または 国土交通省が運用する「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」の必要頁を印刷したもの（印字された日付が令和7年10月1日以降であること）	本店以外に営業所がない場合は、提出不要です。

書類番号	市内業者	県内業者	県外業者	提出書類	注意事項
④	△	△	△	社会保険への加入が確認できる書類	<p>書類番号⑨で求める経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しにおいて、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」欄が「無」になっている事業者の方は、健康保険及び厚生年金保険に加入していることが確認できる書類を提出してください。</p> <p>「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」欄が「有」又は「除外」になっている事業者の方は、提出不要です。</p>
⑤	△	△	△	雇用保険への加入が確認できる書類	<p>書類番号⑩で求める経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しにおいて、「雇用保険加入の有無」欄が「無」になっている事業者の方は、雇用保険に加入していることが確認できる書類を提出してください。</p> <p>「雇用保険加入の有無」欄が「有」又は「除外」になっている事業者の方は、提出不要です。</p>
⑥	△	△	△	委任状（原本）	<p>書類番号①の（2）に該当する場合に必要です。 ※様式は市指定様式とします。押印必要。</p>
⑦	○	△	△	善通寺市税についての完納証明書（滞納のない証明書）（写し可）	申請日前3か月以内に発行されたものに限ります。
⑧	○	○	○	<p>法人税（個人は所得税）と消費税及び地方消費税について未納税額がない旨の証明書（写し可）</p> <p>法人の場合 様式その3の3 個人の場合 様式その3の2</p>	<p>申請日前3か月以内に発行されたものに限ります。 左記のいずれの税目についても、本店所在地を管轄する税務署で発行されたもの。</p> <p>「消費税及び地方消費税について未納税額がない旨の証明書」は、免税事業者も発行されます。</p> <p>電子納税証明書はPDF形式で印刷されたもののみ可とします。エクセル形式の印刷は不可とします。</p>
⑨	○	○	○	<p>経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し</p> <p>※審査基準日 市内・県内業者 令和6年10月1日～ 令和7年9月30日のもの</p> <p>県外業者 令和6年9月1日～ 令和7年8月31日のもの</p>	<p>申請日に間に合わない場合は、審査済印のある経営規模等評価申請書・総合評定値請求書及び工事種類別完成工事高の写しを提出してください。</p> <p>後日、交付され次第、令和8年2月16日までに追加提出すること。期限までに提出がない場合は、入札参加資格は無効となります。</p>

書類番号	市内業者	県内業者	県外業者	提出書類	注意事項
⑩	○	○	○	技術職員名簿(経営規模等評価申請書・総合評定値請求書の別紙2)の写し	
⑪	△	△	△	(一社)日本道路建設業協会が発行する舗装施工管理技術者資格者証(旧(財)道路保全技術センターが発行したものと含む)又は合格通知書の写し 該当資格者の雇用の確認ができる次のいずれかの書類の写しを添付 健康保険被保険者証/標準報酬決定通知書/被保険者資格取得届/住民税特別徴収税額の通知書など	<p>舗装を申請する者で、香川県内の営業所で建設業に従事する職員のうち、令和8年1月1日現在の有資格者(試験に合格した者を含む。)がいる場合のみ提出してください。</p> <p>※土木施工管理技士とは別の資格であり、有資格者がいない場合は、舗装の申請はできません。</p> <p>例年、添付せずに申請する事業者がおられます、添付のない場合には問い合わせすることなく舗装の申請を受け付けません。</p>
⑫	○	×	×	営業所報告書	<p>建設業法上の主たる営業所の所在地が善通寺市内にある場合、又は、善通寺市内に受任営業所を有する場合は、提出してください。</p> <p>営業所の写真 申請日前3か月以内のものに限ります。 提出は、指定の台紙に写真を貼付してください。</p> <p>営業所付近見取図 見取図の記入、又は住宅地図等の写しの貼付</p> <p>※様式は市指定様式とします</p>
⑬	○	×	×	発注者別評価点数に関する参考資料	<p>市HP→入札・契約情報→発注者別評価点数を参照し、該当する評価項目がある場合は参考資料等を添付してください。</p> <p>(期限までに提出がない場合は、加算点数は無効)</p>
⑭	○	○	○	誓約書(本店・本社名)(原本)	<p>本店・本社名で記載してください。</p> <p>※様式は市指定様式とします。</p>

別表2

新たな工事業種を追加しようとする事業者の提出書類

※スキャンして保存するため、ホッチキス止めせず提出してください。

市内業者：善通寺市内の営業所（本店・本社・支店・営業所）

県内業者：上記以外の県内の営業所

県外業者：上記以外の営業所

(○：全業者必要 △：該当する業者のみ提出 ×：不要)

書類番号	市内業者	県内業者	県外業者	提出書類	注意事項
	○	○	○	受付書兼入札参加資格審査申請における提出書類一覧表	以下の提出書類の一番上
①	○	○	○	(1) 申請する業種の全てについて、建設業法上の主たる営業所（本社・本店）が建設工事の請負にかかる見積り・入札・契約締結を行う場合 建設工事入札参加資格審査申請書 申請業種等調書 (2) 申請する業種の全部または一部について、建設工事の請負にかかる見積り・入札・契約締結権限を主たる営業所から営業所に委任する場合 建設工事入札参加資格審査申請書 申請営業所調書 申請業種等調書	同一業種について、建設業法上の主たる営業所（本社・本店を含む。）と営業所間の重複申請は認められません。 ×の例：本社 土木一式、高松支店 土木一式 申請営業所は、建設業法上の主たる営業所（本社・本店）を含め、2か所までとします。 ○の例：高松支店、善通寺営業所 ×の例：本社、高松支店、善通寺営業所 ※様式は市指定様式とします。
②	○	○	○	建設業許可証明書（写し可） または 国土交通省が運用する「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」の必要頁を印刷したもの（印字された日付が令和7年10月1日以降であること）	建設業許可証明書（写し可）は 申請日前3か月以内に発行されたものに限ります。 許可の有効期間を経過し、申請日において許可更新中である者は、受付印のある建設業許可申請書の写しを提出してください。
③	△	△	△	建設業許可申請書別紙（営業所一覧） （写し可） 国土交通省が運用する「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」の必要頁を印刷したもの（印字された日付が令和7年10月1日以降であること）	本店以外に営業所がない場合は、提出不要です。

書類番号	市内業者	県内業者	県外業者	提出書類	注意事項
⑨	○	○	○	<p>経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し</p> <p>※審査基準日 市内・県内業者 令和6年10月1日～ 令和7年9月30日のもの</p> <p>県外業者 令和6年9月1日～ 令和7年8月31日のもの</p>	<p>申請日に間に合わない場合は、審査済印のある経営規模等評価申請書・総合評定値請求書及び工事種類別完成工事高の写しを提出してください。</p> <p>後日、交付され次第、令和8年2月16日までに追加提出すること。期限までに提出がない場合は、入札参加資格は無効となります。</p>
⑩	○	○	○	技術職員名簿(経営規模等評価申請書・総合評定値請求書の別紙2)の写し	
⑪	△	△	△	<p>(一社)日本道路建設業協会が発行する舗装施工管理技術者資格者証(旧(財)道路保全技術センターが発行したものと含む)又は合格通知書の写し</p> <p>該当資格者の雇用の確認ができる次のいずれかの書類の写しを添付</p> <p>健康保険被保険者証／標準報酬決定通知書／被保険者資格取得届／住民税特別徴収税額の通知書など</p>	<p>舗装を申請する者で、香川県内の営業所で建設業に従事する職員のうち、令和8年1月1日現在の有資格者(試験に合格した者を含む。)がいる場合のみ提出してください。</p> <p>※土木施工管理技士とは別の資格であり、有資格者がいない場合は、舗装の申請はできません。</p>
⑫	○	×	×	営業所報告書	<p>建設業法上の主たる営業所の所在地が善通寺市内にある場合、又は、善通寺市内に受任営業所を有する場合は、提出してください。</p> <p>営業所の写真 申請日前3か月以内のものに限ります。 提出は、指定の台紙に写真を貼付してください。</p> <p>営業所付近見取図 見取図の記入、又は住宅地図等の写しの貼付</p> <p>※様式は市指定様式とします</p>

書類番号	市内業者	県内業者	県外業者	提出書類	注意事項
⑬	×	×	×	発注者別評価点数に関する参考資料	<p>市HP→入札・契約情報→発注者別評価点数 を参照し、該当する評価項目がある場合は参考資料等を添付してください。</p> <p>(期限までに提出がない場合は、加算点数は無効)</p>
⑭	○	○	○	誓約書（本店・本社名）(原本)	<p>本店・本社名で記載してください。</p> <p>※様式は市指定様式とします。</p>